

町屋川珈琲防犯マニュアル

1 「危機管理対策」(防犯マニュアル)策定の基本的事項

～防犯マニュアル策定にあたっての基本的な考え方～

- ・人命の安全確保を最優先したものであること。
- ・職員の行動の方針を明確にしたものであること。
- ・職員が少ない状況において必要な事項が確認できるよう簡潔、明瞭な文書によるものとし
図表等を適宜用いること。
- ・防犯訓練の結果や警察署の指導・助言を踏まえて、常に点検、見直しを行っていくものであること。

2 事件発生時の安全確保

事件が発生した場合、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先事項は何かを見極め、応急対策に取り組むなど、冷静な対応を心がける必要があります。また、事件発生時における業務の優先順位と役割分担を明確にし、可能な限り具体的な任務内容を定め、あらかじめ職員に周知しておく必要があります。

ア 不審者、迷惑行為者のチェック

①不審者

- 1) 2名以上で対応するのが基本
- 2) 動向を観察しながら接近し、さり気なく声をかける
「ご用件はいかがでしょう?」「誰をおたずねですか」等
- 3) 接近するのは1名(男性スタッフが望ましい)・他の者は目立たないところから
握ると共に不測の事態に備え、必要あるときは応援、通報する。

②迷惑行為者

- 1) 2名以上で対応するのが基本
- 2) 観察しながら、さりげなく接近し、迷惑を被っている人(被害者)に対して声を
「どうされましたか?」(声をかけるだけで迷惑行為を中止する場合が殆ど)
- 3) 迷惑行為の被害者が不特定の場合は行為者に対して毅然とした態度で注意。
「ここでそのようなことをされると迷惑となるのでやめてください」等々。

イ 初期対応と緊急対応

①(初期対応): 不審者等かどうか?

- 1) 正当な理由なく暴力的な言動を取る人
- 2) 声をかける前に不審を感じるような場合は、1人で対応せず2名以上で対応。

②(緊急対応):

対応退去を求める!!

- 1) 言葉や相手の態度に注意しながら相手を刺激しないように丁寧に退去するよう説得。
時には受容的に話しを聴く。その際、相手に近寄りすぎない。(最低1~2mは離れる)
- 2) 更に危険を感じるような場合にあっては速やかに警察への通報を行い、
緊急出動を要請することとする。

相手が正当な理由なく暴力的な言動をするような場合は不審者、迷惑行為者として即座に判断し、速やかに警察へ通報する。（下記 110 番連絡表参照）

【110 番 通報】

- 第一声「事件です！」※緊急である事を早く知らせる！
- ① 事業所名：町屋川珈琲
 - ② 住所：桑名市伝馬町 15-2 加藤ビル 2 階
 - ③ 電話番号 0594-21-5038
 - ④ 連絡者氏名 ○○○○です
 - ⑤ 概要の説明・いつ・どこで・なにあったか・今どうなっている
 - ⑥ 不審者は、（人相・服装・逃走方向等）

③一旦事業所外に退去しても再び侵入する可能性もあるので、対応した職員は敷地外に不審者、迷惑行為者が退去したことを見届ける。

④退去したかに見えた不審者、迷惑行為者が再度侵入してきたり、事業所周辺に居続けたりする可能性があるので、しばらくの間は対応した職員がその場に残って様子を見る。また、事業所は必要に応じて全社ライン、警察に情報を提供する。

ウ 危害を加える恐れはないか？

- ①所持品に注意する。
凶器（刃物、棒、銃、灯油やガソリンなどの液体等）を所持していたら、直ちに警察へ通報する。
- ②不審者が興奮しないよう丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- ③凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
- ④暴力行使しようとする。
- ⑤制止を聞かず興奮状態である

○ 不審者の侵入時の対応

- ・退去を求ること

対応	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由のない者が施設内に立ち入った場合、他職員に連絡し協力を求める。 ・安全確保のため、一定の距離を保ちながら対応し、退去するよう説得する。 ・退去説得に応じない場合は、不審者として速やかに警察へ通報する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者出入口は限定し施錠するなど、適切に管理する。 ・来訪者は必ず事前通知をしてもらい事業所共有ラインで周知しておく。 ・退去後も再侵入したり、施設周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらく様子を観察する。

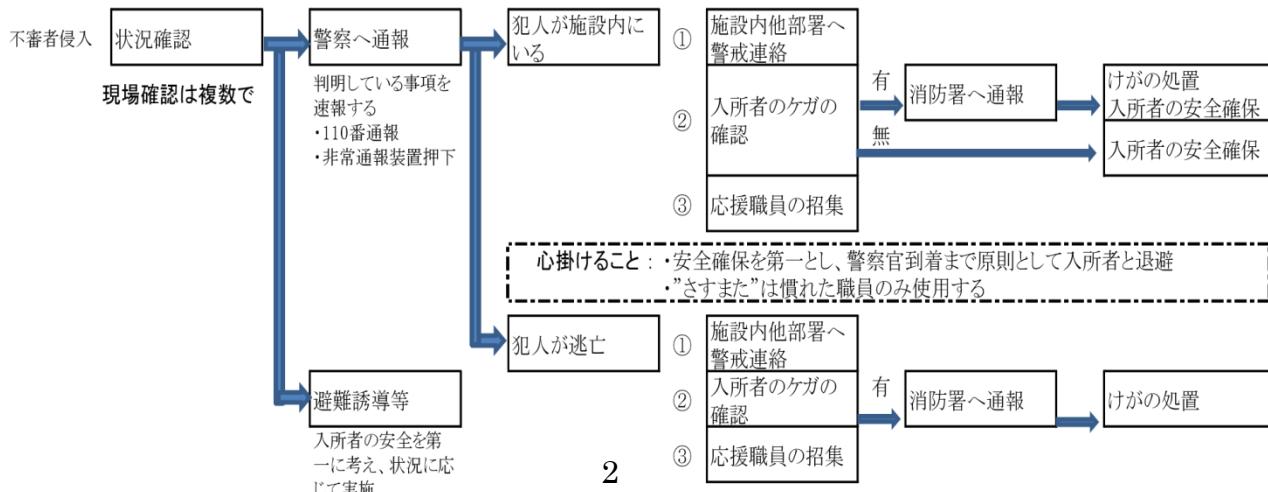
- ・利用者等の安全の確保

対応	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の安全確保を最優先に行動する。 ・周囲に危険を知らせるとともに、椅子、消火器等など身近にあるものを活用し、侵入者の行動を制限する。 ・事件に気付いた他職員は、直ちに全員へ知らせるとともに、警察等に通報する。 ・避難経路確保・脱出ルート判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・助けを求めるために利用者だけをその場に残して離れることはせず、声掛け・ライン等を活用し周囲に知らせる。 ・避難が可能な場合は、侵入者から利用者を遠ざけ、安全な場所に避難させる。 ・できるだけ複数名で対応し、周囲にある椅子、消火器等あらゆるもの活用し、安全を確保する。侵入者を無理に制圧せず、行動・移動を阻止しながら警察の到着を待つ。

- ・誘導・救護

対応	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所においては安全の確認と状況を把握する。 ・負傷者がいる場合は、応急手当に着手するとともに救急車の出動を要請する。 ・情報取集者は、誰がどのような応急処置を受け、どこの医療機関へ搬送したかを記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所は、予め複数箇所を選定しておき、緊急時の状況に応じて安全な場所に決定する。 ・利用者の負傷状況を確認する。また、事業所内を巡回し、負傷者が残されていないか確認する。なお、病院に移送する場合は、職員が付き添う。

初動体制フローチャート



○事業所ごとに以下項目について協議、マニュアル策定を進める職員体制と役割

・緊急時

総括責任者	業務区分	班長	任務
管理者	情報収集	指導員1名	①現場の確認
			②入所者のけがの確認
			③避難・被害状況のとりまとめ
	連絡調整	指導員1名	①警察、消防への通報
			②関係機関との連絡・調整
			③家族との連絡
	救護・避難誘導	指導員1名	①現場の安全確保
			②負傷者の救護(エリア別)
			③入所者の避難誘導(エリア別)

エ 避難計画

- ① 不審者が侵入した時は、近くの非常口や施錠のできる部屋へと利用者を誘導する。
- ② 施錠にて安全の確保ができる時は、職員が寄り添い警察官の到着を待つ。
- ③ 机や椅子などを使い、不審者との距離を測る。
- ④ 侵入者が退去しない時、施錠できない部屋の利用者は非常口などから外へ避難する。

(4) 緊急連絡網

○防犯関係連絡先等一覧表

時点	連絡事項	連絡先	
事件発生	・事件の種類 ・施設名及び所在地 ・犯人の状況 (人数、身体特徴、凶器の有無、逃走方向、逃走手段等) ・けが人の有無	警察	110
	・事件の種類 ・施設名及び所在地 ・けが人の数及び程度	消防署	119
	【事件の概要(速報・報告書)】	三重県子ども・福祉部障害福祉課サービス支援班	059(224)2266
平常時	【防犯訓練への立会】 【防犯相談】	桑名警察署 生活安全課	0594(24)0110
	【救急法】	桑名市消防署	0594(24)0119

	【障害福祉サービス報酬】	三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課介護障害福祉係	059(213)6500
	【事業所指定・運営】	三重県子ども・福祉部 障がい福祉課サービス支援班	059(224)2266

3 日常の安全管理体制

○平常時

総括責任者	業務区分	担当部門	任務
管理者	体制整備 ・点検	指導員1名	① マニュアル・分担表の整備
			② 施設・設備・備品の整備
			③ 訓練の実施
	連絡調整	指導員1名	① 警察等の連携
			② 情報の受発信
			③ 家族との連絡
	巡回監視	指導員 1 名	① 巡回の実施
			② 不審物等の発見、処理
			③ 施錠管理

ア 自主点検

定期的に施設内外の自主点検を行っていく。

5 防犯教育の実施

ア 防犯訓練

・防犯訓練実施時期:毎年 1 回行う

・訓練参加者/内容:全職員を対象とし、緊急連絡網による伝達訓練及びをあわせて行うとともに 第2配備に基づく参集訓練を実施する。

不審者の侵入、建物に対する被害等により入所者及び職員に危害が及ぶ場合を想定して定期的に防犯訓練を行う。実施にあたっては、職員一人ひとりの役割分担を明確にし、迅かつ安全に行動が取れるよう地元警察署の助言を得て訓練計画を作成し、実施する。さらに、訓練結果については必ず記録を残し、訓練結果を踏まえ「防犯マニュアル」の修正を行うものとする。

イ 不審電話、不審物等への対応

不審な電話や文書等を收受した場合や、施設内で不審物等を発見した場合には動搖せず、軽視することなく社内で情報共有を行い、警察等へ通報および記録を残すものとする。

令和 3 年 10 月 1 日施工